

ただし、行政機関等からあらかじめ同項の規定による申請書の提出に係る識別符号を付与されている場合は、この限りでない。

6 第三項の規定による識別符号及び設定暗証符号の入力を行うときは、設定暗証符号に代え、又はこれに加えて、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請書の提出を行う者を認証するための符号を用いることができる。

(添付書類に関する特例)

第四条 法第二十六条の二及び第二十六条の三第一項の規定により、申請書等を電磁的記録で作成し、電磁的方法をもって提出を行う場合において、第二条第二号に掲げる事項であつて電磁的記録に記録することができないものがあるときは、文部科学大臣が定めることにより、当該電磁的記録に記録することができない事項を書面等に記載して提出するものとする。

〔項を加える。〕

(添付書類に関する特例)

第四条 法第二十六条の三及び第二十六条の四の規定により、申請書等を電磁的記録で作成し、電磁的方法をもって提出を行う場合において、第二条第二号に掲げる事項であつて電磁的記録に記録することができないものがあるときは、文部科学大臣が定めることにより、当該電磁的記録に記録することができない事項を書面等に記載して提出するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○法務省告示第百六十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、令和二年九月二十八日から効力を生ずる。

令和二年九月九日

法務大臣 三好 雅子

東京都御蔵島村長

○法務省告示第百六十三号

熊本県阿蘇郡西原村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和二年十月九日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、西原村役場又は熊本地方務局阿蘇大津支局に照会すること。

令和二年九月九日

法務大臣 三好 雅子

熊本県阿蘇郡山西村大字鳥子二千六百六十番地

日置 要

○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 岡山県新見市坂本字塔田尻四二八、四三五、字家ノ空四二九、字定清四三〇、字塔田四三一から四三四まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 字塔田尻四二八・四三五・字塔田四三三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 岡山県新見市神郷下神代字小谷平四九〇四から四九一〇まで、四九一三の二、五一七八から五一八一まで、五一八二の

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 字小谷平四九〇四・四九〇九・四九一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 長野県長野市中条住良木字向坂沖三三九三の一、三四〇〇、三四〇一の一、字神出三四〇二の一、三四〇三の一、三四〇五、三四〇六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のとおり) は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字大守滝根八、二五の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 長野県長野市中条住良木字向坂沖三三九三の一、三四〇〇、三四〇一の一、字神出三四〇二の一、三四〇三の一、三四〇五、三四〇六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のとおり) は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字大守滝根八、二五の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のとおり) は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字大守滝根八、二五の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のとおり) は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年九月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字大守滝根八、二五の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。